\*

# 第九期町田市福祉のまちづくり推進協議会 第19回 バリアフリー部会 会議録

開催日時:2017年8月22日(火)10時30分~12時10分

開催場所:町田市役所3階3-1会議室

## 【出席者】

川内美彦、佐藤克志、笠間雅弘、谷崎馨一(代理:白井)、嶋岡浩栄、菊池正彦、杉木克則、仲手川仁志、上田敬生、平江良成(代理:平林)、志賀英介(代理:高嶋)、岡村淳、奥田泰大(代理:佐々木)、安藤智、李幸宏、風間幸子、砂田安貴子、土田由紀子、安野イヨ子、安住信子、佐々木幸男、髙本明生、岡本恵子、香西伸彦、松香光夫、木村建二、名地晟、富岡秀行、佐藤正志、松山カツ子、楠本啓二、神蔵重徳

事 務 局:岩岡哲男、大澤修、佐々木真人、若林裕子、吉本逸美、内藤典子、岩城佳苗、萩野功一、 辻野真貴子、仲村茂

\*

## 【会議次第】

- 1. 委員委嘱
- 2. 部会長・職務代理の選出
- 3. 議題
- 4. その他

#### 【議題】

- ・町田市バリアフリー基本構想の改定について
- ・南町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し(案)について
- ・現地調査計画(案)について

#### 【資料】

- ◎第19回バリアフリー部会次第
- ◎第九期バリアフリー部会 会員名簿
- ◎第19回バリアフリー部会 座席表
- ◎資料1:町田市バリアフリー基本構想の改定について
- ◎資料2:南町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し(案)について
- ◎資料3:まち歩き点検現地調査計画(案)
- ◎参考資料1:バリアフリー基本構想でまちはこうなる!(国土交通省作成パンフレット)
- ◎参考資料2:町田市内全域の移動等円滑化の全体方針の概要
- ◎参考資料3:南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想

# 【議事】

## <開会>

・都市づくり部長 挨拶

## <委員委嘱>

· 委員委嘱、委員紹介

## <部会長・職務代理の選出>

- ・部会長、職務代理の選出
- 部会長、職務代理 挨拶

## く資料確認>

資料の確認

#### <確認事項>

会議録は要旨を事務局でとりまとめ、部会長、職務代理に確認を一任することについて了承を得た。

## く議題>

# 1. 町田市バリアフリー基本構想の改定について

資料1に基づき、事務局より説明。(省略)

	264111-T-101111111111111111111111111111111		
部会長	玉川学園前駅周辺地区のバリアフリー基本構想改定が次回以降、議題として加わる可		
	能性があるとのことですが、その場合スケジュールが多少変わってくると思われます。		
事務局	玉川学園前駅周辺地区の準備が9月に整いましたら、9月下旬から10月中旬に予定して		
	いる現地調査から、玉川学園前駅周辺地区についても議題にしたいと思っています。そ		
	の際には、現地調査に入る前に玉川学園前駅周辺地区について説明をさせて頂ければと		
	思っています。		
代理: A	バリアフリー基本構想が5年経過したので更新すると捉えられますが、国土交通省総合		
	政策局あるいは内閣府からユニバーサルデザイン2020の中間まとめなども出ており、バ		
	リアフリーに対する全体の考え方も変わってきています。そのような考え方等はどのよ		
	うに取り入れていくのですか。		
事務局	それらの情報を確認し参考にさせて頂きながら進める予定です。		
部会長	改定の趣旨のところに、5年経過したからということだけではなく、現状の社会情勢も		
	踏まえてといった内容も追記して頂きたいと思います。		
事務局	そのように修正致します。		
	また、地区の状況なども変化してきているのでそれらを踏まえて検討していきたいと		
	思っています。		
部会長	今年度は、南町田駅を中心に基本構想の改定を本部会で行うこと、提案されているよ		
	うなスケジュールをもとに進めていくことをご了解頂いたということでよろしいでしょ		
	うか。		
全委員	了承		

# 2. 南町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連経路等の見直し(案)について

資料2に基づき、事務局より説明。(省略) 郵合長 今回の南町田駅国辺地区におけるバリアフリー基本機相目南上の独呈としてけ、現行

部会長	今回の南町田駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想見直しの趣旨としては、現行
	の基本構想策定時には見えていなかった関連計画の具体像が見えてきた、あるいは地区
	整備が新しく完了したものを受けて、より実践的な基本構想と特定事業計画づくりを行
	うというように理解していいと思っています。
職務代理	資料2のP. 14に追加する生活関連施設という項目がございます。多くの自治体において
	民間の建物を生活関連施設に入れていくといったことがうまくいっていない中で、ニト
	リ南町田店やグランベリーモール跡地に予定されている新たな商業施設などが入ってい
	ることはとても評価できると思います。
	一方、削除される生活関連施設としてグランベリーモールとケーズデンキがあります。
	グランベリーモールは建て替えるので理解できますが、P. 21の図面右下にある、新たに
	重点整備地区として追加される「複合利用ゾーンの区域」にケーズデンキがあるのに、
	なぜ削除されるのかという疑問があります。
	また、ニトリ南町田店は生活関連施設に入っていますが、重点整備地区には入ってい
	ないので、生活関連経路では結ばれないということになると思われます。そうなると、
	基本構想の計画では生活関連経路を辿って建物に行けないということになると思います
	が、その辺りが矛盾しているように思われるので説明をお願いしたいと思います。
事務局	ケーズデンキにつきましては、今回の整備、プロジェクトを通じて閉店することにな
	っています。このゾーンは、プロジェクトを通じて再整備を図るため東急電鉄と協議中
	です。施設が具体化した段階で施設名を入れて生活関連施設に位置付ける方向で進めた
	いと考えております。
職務代理	P. 14の表2-3の新たな商業施設の中に、ケーズデンキも含まれているということでよろ
	しいでしょうか。
事務局	その通りです。

 事務局	ニトリ南町田店が生活関連施設に位置付けられていますが、生活関連経路が設定され
7-337-3	ていない点と重点整備地区に含まれていない点につきましては、今回は見直し(案)で
	あるため、素案作成までに整理させて頂きたいと思います。
職務代理	この辺りの定義が私も不確かでありますが、生活関連経路が繋がっていない施設が生
490331 4-7	活関連施設としてあり得るのかということがよくわからないのですが、どなたかご存知
	の方いらっしゃいますか。
部会長	職務代理とは反対の見方になりますが、生活関連経路を設定するためには、その先に
HF ZZ ZZ	生活関連施設が設定されていないといけないということは確かだと思います。その辺り
	を事務局の方で検討して頂ければと思いますがいかがでしょうか。
事務局	次回までに整理させて頂きたいと思います。
<u></u> 代理:A	地区計画の方針ができている段階で、これから地区整備計画を街区ごとに建てるとい
10年,A	う理解でよろしいでしょうか。
<b>市</b> 70 日	
事務局	地区計画においては、地区整備計画を全域に策定済みです。
代理:A	職務代理の質問に対して、地区整備計画図と生活関連経路が結びつく説明がされると
	いいのではないのでしょうか。
部会長	地区整備計画とバリアフリー基本構想との連携になるということでしょうか。
事務局	地区計画の区域としては、P. 21で示しているグランベリーモールの外周部分を対象と
	しており、ニトリ南町田店は地区計画区域外となっています。ニトリ南町田店に向う道
	路は、歩道付の町田市道がありますのでバリアフリー基本構想上、生活関連経路を設定
	することは可能だと思います。
代理:A	地区整備計画で歩行者通路の設定がされているのであれば、それらを生活関連経路と
	結びつけて説明できればいいと思います。
部会長	事務局としても、関連性を皆さんに説明できるように検討して頂きたいと思います。
職務代理	ニトリ南町田店まで生活関連経路を延ばすことは可能であるとのことですが、そうな
	ると重点整備地区の中に含まれてくるのではないのかという疑問がでてきます。生活関
	連経路と生活関連施設が必ず1セットになるのかということと、生活関連経路があると
	ころは必ず重点整備地区の中に入れなくてはならないのかということについて次回まで
	に整理し説明して頂きたいと思います。
事務局	南町田駅周辺地区以外においても、重点整備地区外に生活関連経路や生活関連施設が
	設定されている地区があるので、今回の見直しの際に再整理を行いたいと思っています。
B委員	P. 21の見直し(案)で鶴間公園との間に、青の実線で削除される生活関連経路と赤の
	破線で生活関連経路の見直し案の経路があります。新たな商業施設と鶴間公園の間を自
	動車が通る道路を跨がずにいけるようになると説明がありましたが、この生活関連経路
	が自動車も通る道路なのか、歩行者専用道路になるのか整備計画を詳しく教えて頂きた
	いと思います。
事務局	鶴間公園と商業施設との間に現在ある市道につきましては、土地区画整理事業でこの
	道路を廃止し地続きに致します。その左側に円弧を描いている生活関連経路見直し案が
	ありますが、こちらは歩行者のみの道路となり自動車は通れなくなります。自動車は、
	鶴間公園の北側に道路を新設するため、そちらを経由していただくことになります。
C委員	エレベーターの中で、突然電気が消えたり止まったりしたときに私たち聴覚障がい者
	は声で連絡が取れないので、不安を感じます。そのような緊急時にテレビ電話など連絡
	がとれるような設備を設置して頂くことは可能でしょうか。
部会長	具体的な施設整備の内容に関していかがでしょうか。
事務局	南町田駅周辺地区では、商業施設内のエレベーターを日常動線として併用して頂くこ
	とになります。頂いたご意見を参考に事業者へお伝えし、聴覚障がい者の方々も安心し
	て利用できるエレベーターが設置できるよう引き続き協議をしていきたいと思います。
C委員	よろしくお願いいたします。
部会長	この資料2は、本部会以降も気が付いた点がありましたら事務局まで問い合わせること

	は可能でしょうか。
事務局	ご質問等ありましたら受け付けておりますので事務局までよろしくお願いします。
部会長	次回の部会でも、生活関連経路あるいは生活関連施設について改めて議論できる機会
	があるということでよろしいでしょうか。
事務局	次回の現地調査ではなく第20回バリアフリー部会において、今回の案を修正した素案
	について議論を致しますので、そこで意見を頂ければと思います。
部会長	素案作成のために、委員の皆様のご意見を事務局までお願いしたいと思います。

# 3. 現地調査計画(案)について

資料3に基づき、事務局より説明。(省略)

職務代理	資料3のP2.の「6.調査時の注意事項」の注意事項②「傾聴と受容」は、とても大事な
	言葉なので漢字を間違わないで頂きたい。
事務局	修正致します。
部会長	現地調査は半日予定でよろしいでしょうか。
事務局	午後半日を予定して考えております。
部会長	グランベリーモールに代わる新たな商業施設を生活関連施設として位置づけると、施
	設の計画内容が重要になると思われますが、この施設のバリアフリーについて具体的な
	考え方の説明を受ける機会を設けられますか。また、その商業施設が町田市の福祉のま
	ちづくり総合推進条例の基準に適合した施設になるのか、皆さんが把握したいと思われ
	ます。その辺りについて事務局はどのように考えていますか。
事務局	現在、現地調査のスケジュール等について検討中ですが、この新たな商業施設は現地
	調査で見ることができないため、当日、市役所にお集まりして頂いた際に整備計画につ
	いて説明させて頂きたいと思っております。
	また、福祉のまちづくり総合推進条例の適合については、設計段階で条例適合の確認
	を必ず行っていますので、条例に適合した施設になります。
職務代理	新築であることから、民間施設が市の条例やバリアフリー法の設計標準およびガイド
	ラインに適合するのは当然の話であり、民間施設の中に基本構想の考え方や特定施設の
	在り方、要望などを設計段階で取り入れていかないといけないと思われます。民間施設
	事業者との意見交換の場を設けないといけないと思います。
部会長	意見として事務局にご検討して頂きたいと思います。
B委員	バリアフリー部会の前に開催された推進協議会の中で、推進協議会会長よりオリンピ
	ック、パラリンピックを迎えるにあたりサインについてもこれから検討していきたいと
	ありました。できれば外国籍の方や国際交流協会の方など、外国籍の方々のことを考え
	られる方にも参加して頂いた方がいいと思います。
事務局	現地調査に参加していただくということでしょうか。
B委員	現地調査だけではなくサインを考えていく中で、外国籍の方のことを考えられる方を
	メンバーに入れるべきではないかと思います。現地調査も参加して頂いた方がいいので
	はないかと思います。
部会長	部会の委員として招くことが可能かについてはわかりませんが、検討していかないと
	いけないことですので、現地調査の際に外国籍の方に参加して頂けるように事務局に検
	討して頂きたいと思います。
	また、より具体的な検討事項が必要であれば、バリアフリー部会に限らず、別途意見
	交換会などの機会を設けて頂けるといいと思います。
D委員	南町田駅構内の整備は対象にならないのでしょうか。駅構内についてはバリアフリー
<del></del>	の観点で指摘することがたくさんあるのでお聞きしたい。
部会長	南町田駅の計画について説明を受ける機会を設けて頂けるのでしょうか。
事務局	本来は南町田駅を現地調査のスタート地点として視察を行う予定でしたが、南町田駅
	は今後整備を予定していますので、今回の現地調査においては視察の対象から外させて

/ETH =	ロカー町のよめ引声ナサルイヤリー 気制のナモベノリの人ササタ何に従る取べ引声だ
代理:E	現在、駅の改修計画を進めており、福祉のまちづくり総合推進条例に従う形で計画が
	進められています。皆様からご要望頂いているホームドアの設置等についても来年度、
	再来年度の設置に向けて計画を進めていますのでご安心して頂きたいと思っています。
部会長	南町田駅は、整備計画の対象に含まれています。現状は整備できていないため、今回
	の現地調査からは除外していますが、整備が完了したところで改めて再度調査を行うと
	いう考え方です。
F委員	要望ですが、車いすには手動で大きめのものや、電動のものなど様々なバリエーショ
	ンがあるので、現地調査の際には色々な種類の車いすを用意して頂けるといいと思いま
	す。
部会長	身体障害者福祉協会に協力頂いて、現地調査の際には様々な方に参加頂けるように事
	務局にお願いしたいと思います。
G委員	重度の障がいを持つ車いすの方で、特に困っていることはトイレの狭さです。トイレ
	の簡易ベッドを使用してオムツの交換をする方が最近増えています。既設のトイレに簡
	易ベッドを設置して頂いている施設もありますが、トイレが狭いため本人はもちろんの
	こと介護者も入れないところがたくさんあります。町田市役所も当初は簡易ベッドがな
	かったので設置して頂きましたが、福祉のまちづくり総合推進条例に適合した施設であ
	ってもそのような状況ですので、機会がありましたらトイレの広さなども検討をして頂
	きたいと思います。
部会長	新しく施設整備を行う際には、実際の設計段階で意見交換会を設けるなどをして、先
	ほどのような要望を検討できるようにして頂きたいと思います。意見交換会は難しいと
	は思いますが、是非とも検討して頂きたいと思います。
	本日の議題は以上とさせて頂きます。資料2、資料3についてご質問、ご意見等ありま
	したら事務局までお願いいたします。
4. その他	
事務局	次回は9月の下旬から10月の中旬の間に現地調査を予定しています。日程等決まり次
	第、ご案内させて頂きます。また、当部会は委員数が多いことから、現地調査は参加人
	数を調整させて頂きますので予めご了承ください。参加をお願いする委員の方にはご協
	力をお願いいたします。
事務局	皆さま長い時間ありがとうございました。本日頂きました貴重なご意見を次回までに
	反映させて頂きたいと思います。
4 BB A S	1

# <閉会>